

令和8年3月  
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和8年3月10日(火) 午前9時30分から10時30分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	○		17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○		1番 望月 稔
農業委員	○		2番 佐野 宏一郎
〃	○		3番 田村 英俊
〃	○		4番 宮崎 和洋
〃	○		5番 谷津倉 寛
〃	○		6番 笹古 時男
〃	○		7番 望月 芳久
〃	○		8番 齋藤 勝
〃	○		9番 鈴木 一孝
〃	○		10番 新舟 進
〃	○		11番 長尾 忠
〃	○		12番 佐野 隆洋
〃	○		13番 太田 篤子
〃	○		14番 渡邊 敏行
〃	○		15番 山本 恵
〃	○		16番 齊藤 金昭
〃	○		18番 後藤 環
〃		○	19番 藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩

統括主幹 深澤 公保

主 幹 野村 昌寛

主 査 佐藤 信子

主 査 小林 靖尚

5 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

**【会 長】**

まず、議事に先立ち、議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め、6番 笹古 時男 君、7番 望月 芳久 君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記については、農業委員会事務局職員の佐藤主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」により審議を進めます。

お手元の議案2ページ、議第9号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から議第12号「租税特別措置法適格者証明について」までの、計4件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会 長】**

最初に、議案4ページの議第9号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

岩松地区6番について事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会 長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

譲渡人は高齢のため耕作管理ができない。譲受人は隣地でみかん栽培を行っており、申請地を取得し農業経営を拡大したいとのことです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【会 長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

**【会 長】**

岩松地区6番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

岩松地区6番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、田子浦地区7番について事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会 長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

譲渡人は高齢のため管理ができないとのことで、15年前から譲受人が申請地で耕作をしていました。譲受人は、今月定年退職を迎えることから、本地を取得し農業を継続していきたいとのことです。数種類の野菜を栽培しており、問題ないと思われまます。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

**【会 長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

**【会 長】**

田子浦地区7番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

田子浦地区7番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、島田地区8番について事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会 長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

譲渡人は労力不足により管理ができないため、以前から譲受人が耕作していました。譲受人は、本地を取得し、引き続き耕作をしていきたいとのことです。現在、榊が栽培されており、雑草も刈り取られるなど管理されているため、問題ないと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**【会 長】**

次に、事務局から補足説明願ひます。

**【事務局】**

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

**【会 長】**

島田地区8番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

島田地区8番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案6ページの議第10号の「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

富士地区5番について、事務局から説明願ひます。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会 長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

申請地は、3年前くらいにも申請があった土地で、護岸工事のための資材置き場として一時転用したいとのこと。現在は雑草が生えていますが、残土や資材置き場として利用し、工事完了後は原状回復することによって問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

**【会 長】**

次に、事務局から補足説明願います。

**【事務局】**

本案件は、農用地区域内の農地（青地）です。通常であれば青地の中での農地転用は原則不許可なのですが、3年以内で農地への復旧を行う一時的な転用については転用の基準の中で例外として認められているものであります。よって、許可要件をすべて満たすと考えます。

**【会 長】**

富士地区5番についてご質問ございませんか。

（質問なし）

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士地区5番についてご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案7ページの議第11号の「非農地判断について」の審議をお願いします。

大淵地区4番について、事務局から説明願います。

**【事務局】**

（議案朗読）

**【会 長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

申請地は、以前より草刈りなども行っていない状態で管理されていないため山林化しており、農地への復元は困難と思われます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

**【会 長】**

大淵地区4番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区4番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、北部地区5番について、事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会 長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

申請地への道は荒れた状態が続き、現地へたどり着くことは困難な状況でした。そのため、航空写真で確認しましたが、申請地とその周囲も雑木林が広がって荒れていることから、農地への復元は困難と思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【会 長】**

北部地区5番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

北部地区5番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「非農地判断について」の審議を終わります。

続いて、議案8ページの議第12号の「租税特別措置法適格者証明について」の審議をお願いします。

島田地区1番について、事務局から説明願います。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会 長】**

それでは、担当委員より説明をお願いします。

**【担当委員】**

相続人はお茶の専業農家で引き続き農業を行うため、相続税の納税猶予を受けたいとのこと  
です。特に問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

**【会 長】**

島田地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

島田地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「租税特別措置法適格者証明について」の審議を終わります。

次に、議案3ページの専決報告について、事務局に報告させます。

**【事務局】**

(議案朗読)

**【会 長】**

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとし  
ます。

以上で議事等はすべて終了しました。

令和8年3月10日

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

同 委員

\_\_\_\_\_

同 委員

\_\_\_\_\_